

訪問介護基本報酬の引き下げをただちに撤回することを求める意見書

1月22日、次期介護報酬の改定案が厚労省から示され、4月1日より適用される。改定案によると、訪問介護の、身体介護・生活援助・通院乗降介助のすべてにわたり、基本報酬が下げられることになる。

厚労省は「事業所経営実態調査で、訪問介護が収益率7.7%という大幅な黒字になった。また、基本報酬を引き下げたが、処遇改善加算のアップ率は全ての事業中最高なので、事業収入全体では影響ない」と説明している。

しかし、大幅な黒字になった原因は、増加の一途であるサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等の併設事業所の収益率が高いことである。これら事業所は大手企業が多く、同一建物内の利用者を効率よく訪問でき、収益率も高い。

一方、小規模な単独事業所では、訪問先への移動距離が長く収益率は低い。ヘルパーの移動時間や待機時間はほとんどの場合無給である。また、処遇改善加算については机上の空論で、実際に試算した認定NPO法人ウィメンズアクションネットワークによると、最上位の処遇改善加算を取得してもマイナスになることが判明した。

低賃金に加え、サービス時間の短縮化で利用者に向き合う時間がなく、やりがいを削られ、辞めていくヘルパーが激増している。ヘルパー不足に見舞われた訪問介護事業者の倒産は、2023年60件に達し、年間最多を記録した。今回の基本報酬の引き下げはこの事態に追い打ちをかけるものである。

在宅介護の命綱である地域に根差した単独型の訪問介護が減っていけば、ひとり暮らしや老老世帯はたちまち「介護難民」に陥ってしまう。

「可能な限り最後まで住み慣れた地域で暮らす」を謳った国が進める「地域包括ケアシステム」を有名無実化させないためにも、訪問介護基本報酬引き下げを、ただちに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月13日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

防衛大臣